

広報

# あしや

Garden City Ashiya

No. 958 (2007年)

平成19年

2月15日号

毎月1日・15日発行

発行/  
芦屋市役所(広報課)  
TEL.0797 31 2121 FAX.0797 38 2152  
〒659 8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号  
ホームページ  
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/  
メールアドレス  
info@city.ashiya.hyogo.jp



「1.17芦屋市祈りと誓い」には、早朝から市民の皆さんをはじめ市長・助役・収入役・教育長ほか840人が会場を訪れ、震災犠牲者への鎮魂と復興への誓いを新たにしました。

## 3月3日(土) ウィザスあしやフェスタ

テーマは り・ぼーん(Reborn) <生まれかわる>

ウィザスあしや 男女共同参画センター ☎38-2023(大原町2-6 ラ・モール芦屋2階)

【お祭り「広場」】  
三月三日(土)の午前  
十時から午後三時まで、  
ウィザスあしや芦屋市  
男女共同参画センター  
およびラ・モール芦屋一  
階アトリウムで、「ウィ  
ザスあしやフェスタ」を  
開催します。  
センターの名称が一  
新した最初のフェスタ  
です。お誘いあわせ、  
ご来場ください。



【お祭り「広場」】  
時間 午前10時～正午  
会場 一階アトリウム  
内容 伝承遊び(お手玉、あやとり、おはじき、けん玉、射的、福笑)ノックダンス、ZATTOUCHIノ体験コーナー(布わらじづくり、缶バッチ)ノお茶席  
【展示】  
時間 午前10時～午後3時  
会場 二階通路・情報コーナー  
内容 リボンでつなぐ男女共同参画/グループ展示  
【世代交流コンサート】  
時間 午後一時～三時  
会場 一階アトリウム  
内容 コーラス(夢クラブ、あしやY0倶楽部コーラスグループ)ノ朗読「象と人間」大川悦生作/よさこい踊り(颯爽JAPAN、なかよしクラブハウス)  
【バザー】  
時間 午前10時～正午  
会場 二階大会議室

**バザーの品物をご提供ください**  
男女共同参画団体協議会が、バザーを開催します。ご家庭に眠っている品物がありましたら提供をお願いします。バザーの売り上げは、DVシェルター活動支援のため、全額寄付します。  
搬入 2月26日～3月1日・午前10時～午後5時に、ウィザスあしやへ 提供いただきたい品物 食品(残賞味期限1カ月以上。なま物・酒類は不可)・日用品・衣類(新品のみ)子ども用品(おもちゃ・学用品など)

**平成19年 第2回 市議会定例会の日程**  
問い合わせ 市議会事務局 ☎38-2001  
平成19年第2回定例会は、2月20日(火)に招集され、3月19日(月)までの日程で開催する予定です。本会議・各委員会の予定は次のとおりです。傍聴を希望される場合は、日程が変更になることがありますので、お確かめのうえ、ご来場ください。  
2月19日(月)【議会運営委員会】  
2月20日(火)【本会議】平成18年度分議案提案説明、委員会付託、平成19年度施政方針説明等  
2月21日(水)・22日(木)・23日(金)  
【各常任委員会】平成18年度分議案審査・請願審査等  
2月28日(水)【議会運営委員会】  
3月1日(木)【本会議】平成18年度分議案処理(委員長報告、討論、表決)総括質問等  
3月2日(金)【本会議】総括質問、平成19年度分議案委員会付託等  
3月5日(月)・6日(火)・7日(水)  
【各常任委員会】平成19年度分議案審査・請願審査等  
【予算特別委員会各分科会】平成19年度各会計予算の審査  
3月13日(火)【予算特別委員会】各分科会座長報告、討論、表決  
3月16日(金)【議会運営委員会】  
3月19日(月)【本会議】平成19年度分議案処理(委員長報告、討論、表決)

### 「芦屋市の市民参画及び協働の推進に関する条例」(骨子案) 33人のかたから75件のご意見をいただきました

問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007

芦屋市市民参画・協働推進委員会で議論を重ねて意見をいただき、市が作成した「(仮称)芦屋市の市民参画及び協働の推進に関する条例(骨子案)」について、市民の皆さんからご意見を募集したところ、三十三人のかたから合計七十五件のご意見をいただきました。その結果を報告いたします。これらのご意見の内容(要旨)およびこれに対する市の回答は、市のホームページや印刷物でご覧いただけます。市は、いただいたご意見を反映した条例案を作成し、三月議会で提出します。

骨子案に対する七十五件のご意見のうち、骨子案全体に対する意見十七件、各項目に対する意見五十五件、骨子案以外の意見は三件でした。  
ご意見の内訳は、意見を付けて原案に追加するものまたは原案の内容を修正するもの意見が十八件、条例に基づき施策を具体化する段階で意見内容を考慮するもの実施にあたり考慮が六件、意見の趣旨をすでに原案に織り込み済みのもの(原案で考慮済み)は七件、骨子案の趣旨を説明し理解を得るもの(説明)三十六件、意見に対しての答え(回答)五件、骨子案以外の意見三件という結果になっています。いただいたご意見の一部、その概要について、ご紹介します。

【全体意見】は市の回答  
最も重要なことは、互いの立場が対等であること。次に重要なのが、互いに明確な情報開示を行うこと。この二市は対等です。

【個別意見】は市の回答  
対等の原則ですが、市民と市は対等でしょうか(説明)  
参画および協働にあたって、市民と市は対等です。

市民に評価と説明の責任を持つこととあるが、個人にこの責任を問うことはできないと考えます。この項の削除を求めます。(意見を反映)  
「評価と説明の責務を負う」に修正します。  
基本原則の中の「市民は自己責任により」を削除すべきだと思います。(意見を反映)  
削除して修正します。  
「市民に義務を課し、市民の権利を制限」とは、具体的にどうということですか(説明)  
具体的には、空き缶等の散乱防止に関する条例が該当します。  
「協働の拠点」については、市から市民へ運営母体に移るといって、市からお金をもらって運営するから、市の方ばかりを見ているような団体ばかりにならないか(説明)  
運営については、公平性・透明性・中立性を保ち、広く市民の声が反映できる運営委員会等の方法を検討します。